

## 特別小規模貸付のご案内

小規模事業者が必要とする**一般的な資金**を融資します  
【小口零細企業保証制度（**100%保証**）対応】

### 1 融資対象者

県内で事業を営む方、又は県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方で、小口零細企業保証制度の保証対象者の要件を満たす方

[小口零細企業保証制度の保証対象者の要件（概要）]

次の①から③のいずれかに該当し、かつ④に該当する者

① 常時使用する従業員数が次の人数以下の会社及び個人

製造業その他（建設業・運送倉庫業・不動産業・旅行業等） 宿泊業・娯楽業	20人以下
卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下

② 常時使用する従業員の数が20人以下の医業を主たる事業とする法人（医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等）

③ その他、小口零細企業保証制度要綱に保証対象者として掲げられる組合等

④ 保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること

### 2 融資条件

融 資 利 率	年 <b>1.65%</b> （固定利率）
保 証 料 率 （主な場合）	0.46%～2.02%
融 資 限 度 額	2,000万円 ※既存の協会保証残高と合算で2,000万円が限度となります。
融 資 期 間	7年以内（うち据置6か月以内）
資 金 使 途	設備資金、運転資金
信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける
申 込 書 類 等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ②その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類

### 3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関](#)へご相談ください。

※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。

※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。

※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

